



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

異性間暴力を防止しよう!!

問/それいゆぶらざ（女性センター） ☎463-2697

ドメスティック・バイオレンス（DV）

あなたは、DVという言葉を知っていますか？

DVは配偶者や元配偶者から受ける暴力のことを言います。近年男性の被害者も増えていますが、多くの場合、女性が被害者です。

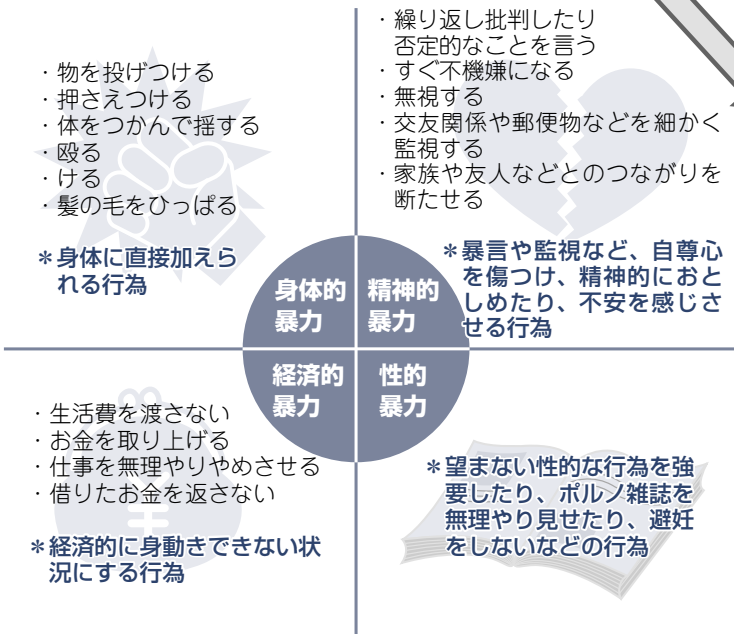
身体に直接加えられる暴力のほか、日常的な暴言や監視など、その実態は深刻です。

家庭内のことだから、個人的なことだからと誰にも相談できずいたり、自分のせいだからと自分を責めてしまい、ますますつらい状態になってしまっています。

暴力は、許されることではなく、どんな形であれ重大な人権侵害です!!

ひとりで悩まず、
→ すぐ相談ください。

暴力の種類 暴力の種類は1つではない!!



DV相談（配偶者暴力相談支援センター）

*朝霞市の相談窓口 場所：それいゆぶらざ（女性センター）

火～日曜日
午前9時～午後5時 ☎048-463-2697
■専門の相談員による相談
毎週火・土曜日
午前9時～午後5時 ☎048-463-0356

婦人相談センター（DV相談）

*埼玉県の相談窓口 場所：婦人相談センター（DV相談室）

月～土曜日 午前9時30分～午後8時30分
日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時
■面接相談は予約制
☎048-863-6060

WithYou さいたま 男女共同参画センター

*埼玉県の相談窓口 場所：WithYou さいたま 男女共同参画センター

月～土曜日 午前10時～午後8時30分
※祝日・第3木曜日を除く
※面接相談、専門相談は予約制
☎048-600-3800

子どもに与える影響

暴力を目撃したことによって子どもにさまざまな心身の症状が表れることもあります。暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭の人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を振るうことを学習することもあります。

子どもには、暴力のない環境で、子ども自身がさまざまな選択をしながら育つ権利があります。

被害者に与える影響

直接身体に振られる暴力は、ケガなどの身体的暴力のみならず、PTSD（外傷後ストレス障害）に陥るなど、深刻な影響をもたらし、日常生活に支障をきたす場合も少なくありません。

あなたを守るための法律があります。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、地方裁判所に申し立て、認められれば、加害者を近づけないための保護命令が出されます。保護命令には、右記の種類があります。

- ◆加害者があなたの身辺につきまったり、あなたの住居、勤務先等の付近を徘徊することを6か月間禁止する接近禁止命令
- ◆加害者が家から2か月間出て行くことを命令する退去命令
- ◆加害者があなたの子どもや親族等の住居、勤務先の付近を徘徊することを6か月間禁止する命令
- ◆加害者からあなたへの一定の電話・電子メール等を6か月間禁止する命令

***上記のDV防止法について、詳しく知りたい場合は、それいゆぶらざ（女性センター）（☎463-2697）にお問い合わせください。**

ドメスティック・バイオレンス（DV）は大人だけの問題ではありません!!

中学生や高校生、大学生でも 起きている“デートDV”

『デートDV』を知っていますか??

デートDVなんて、「私には関係ない。」「私の子どもはそんなことされていない（していない）わ。」などと思っている方が多いのではないのでしょうか?

デートDVは男女交際を始めたり、親密な関係になることで始まることが多く、中学生や高校生、大学生など、若い世代の恋人たちの間でも起こり得ることなのです。

DVが起こる要因には、親密な関係になることで、相手を「自分のもの」と考え、力で支配しようとし、暴力を振るってしまうという背景があります。加害者に社会的地位や学歴、収入の多い少ないなどは関係なく、一定のタイプはありません。

誰でもDV加害者や被害者になる可能性があるのです。



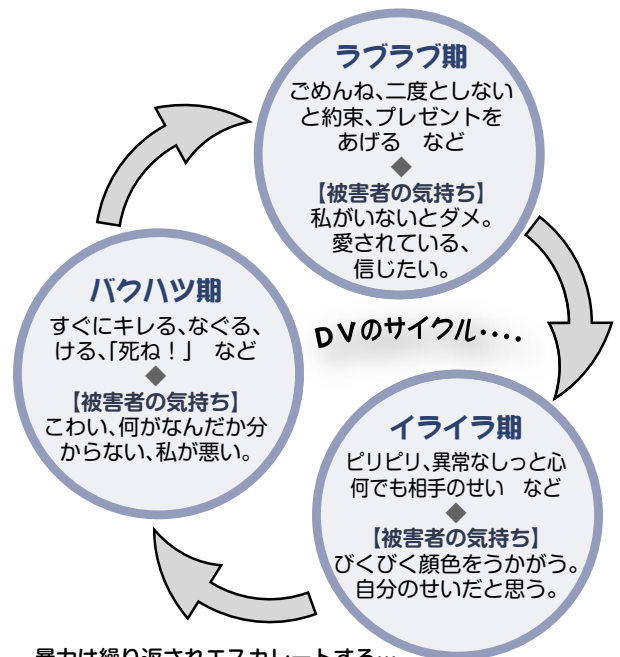
デートDVに関するリーフレットを配布しています。自分がDVされていないか（していないか）のチェックリストもあります。ぜひ、ご覧ください。

※市内各公共施設に設置しています。

親として、友達として できること

～デートDVを見たり、
聞いたりしたときに～

周りから見ると『デートDV』だと思ふことも、恋人同士のふたりには、起こっていることが暴力だと気付いていないことがあります。そんなときは、声をかけたり、「あなたは悪くないよ」と伝えたりし、相談機関を紹介してください。アドバイスしようとして、「愛されているからだよ。」「あなたが変わればいいのよ。」と言うのではなく、じっくり話を聴いてあげることが大切です。



暴力は繰り返されエスカレートする...

愛し合うことは、お互いを大切にしようこと。相手を尊重出来ない関係は対等な関係とはいえません。少しでも、「嫌だな。」「怖いな。」と感じたら、信頼出来る人に相談してください。

デートDVの特性

◆DV防止法の適用対象ではないため、DVではないと思われがちで、情報も少なく、本人も周りの人もデートDVだとは気付かないことが多い。

*…「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の略

◆周りの人から、「結婚しているわけではないので、いつでも別れられる」と、軽く思われがち。

◆一緒に暮らしていないことから携帯電話で相手を束縛するなどのケースが多く、このような関係は周囲からは見えにくい。

デートDVについては、6ページにある相談窓口のほかにも、このような相談先があります!!

名称	受付時間	電話番号
▼埼玉県		
子どもスマイルネット	毎日（祝日・年末年始を除く） 午前10時30分～午後6時	048-822-7007
所沢児童相談所	月～金曜日 （祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後6時15分	04-2992-4152 ※予約制
▼警察		
ヤングテレホンコーナー	月～土曜日 （祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分	048-861-1152
ヤングメール	埼玉県警察ホームページからアクセスできます。	
少年サポートセンター西分室 川越相談室	月・水・木曜日 （祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時	049-239-6598

男女平等苦情処理委員会 ご利用ください

市では、朝霞市男女平等推進条例に基づき、男女平等苦情処理委員2人を委嘱しています。

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合や、社会的な慣行等により差別的取り扱いを受けた場合に苦情の申し出をすることができます。

詳しくは、市内各公共施設に備え置いている男女平等苦情処理委員パンフレット（苦情申出書付き）または、市ホームページをご覧ください。それいゆぶらぎ（女性センター）までお問い合わせください。